

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 95 「労働者派遣に対する対価の会計処理及び表示について」

労働者派遣に対する対価の勘定科目について、例えば物件費という科目が使われている例があります。これは、派遣労働者を物扱いしていることの表れであるという指摘が派遣労働者の方々からなされました。

この指摘に基づき、去る平成 27 年 9 月 7 日、厚生労働大臣から、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会に対し、労働者派遣に対する対価の会計処理及び表示について要請が行われています。

役務の提供の対価の会計処理及び表示に当たっては、取引の経済実態や金額の重要性に鑑み、各社において適切な名称の科目に分類することとされているため、労働者派遣に対する対価の会計処理や表示を行う際に独立掲記する場合には、適切な名称(例えば「人材派遣費」など)を使用するなど、労働者の派遣を受けてその人材を活用しているという実態を適切に反映するよう配慮して欲しいという内容です。

そもそも物件費とは消費的な経費を示すことが多く、例えば委託料、備品購入費、施設使用料、広告料、燃料費、通信費等の総称となることが多い勘定科目といえます。

また、有価証券報告書の開示例では物件費は販売費及び一般管理費の区分において、人件費と並んで計上される例が多く、人件費とは明確に区別されて計上されている事例が見受けられます。

これまでは労働者派遣に対する対価は派遣会社に対する支払であることが一般的であるため、物件費として集約されることが多い委託料という位置づけで労働者派遣に対する対価を物件費として計上される例があるように見受けられますが、今後は労働者派遣に対する対価の会計処理や表示を行う際は厚生労働大臣の要請書を踏まえ適切な対応が望まれます。